

食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響 評価について

令和8年2月
消費者庁食品衛生基準審査課

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づいて、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において定められている。今般、以下の農薬の残留基準の設定に当たって、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価を依頼する農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会から食品健康影響評価結果を受けた後に、食品衛生基準審議会において、農薬としての食品中の残留基準を設定等することとしている（既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられる農薬（※1及び※2）を除く。）。

1. アフィドピロペン^{※1}
2. イマザモックスアンモニウム塩
3. クロラントラニリプロール^{※1}
4. フェリムゾン^{※2}
5. フルインダピル
6. ペントキサゾン^{※2}

※1 既存の食品健康影響評価の結果に変更が生じないと考えられたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

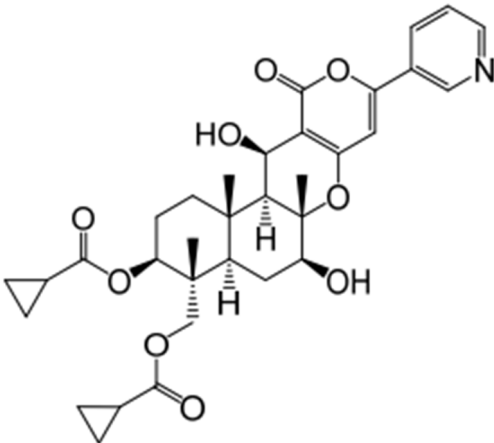
※2 農林水産大臣からの再評価に係る要請に基づき食品健康影響評価が通知されたため、先に食品衛生基準審議会での審議を実施したもの。

アフィドピロペン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年12月19日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。
- ・令和7年11月28日、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会(以下「農薬・動物用医薬品部会」という。)で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アフィドピロペン (Afidopyropen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピロペン系の殺虫剤である。害虫の弦音器官のTRPV(一過性受容体電位バニロイド)チャネルの開閉を攪乱して、摂食行動を抑制することにより殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、はくさい等 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/日 (2022) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (一般の集団) (2022) ARfD = 0.2 mg/kg 体重 (出産年齢の女性) (2022)
	国際基準	キャベツ、トマト等
	諸外国	米国: リーフレタス、いちご等 カナダ: ばれいしょ、トマト等 豪州: バナナ、いちご等 EU、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス申請: 茶(台湾)
食品安全委員会	【1】	平成30年 6月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼

での評価等	【2】	平成31年 3月26日 食品健康影響評価結果 受理 令和 3年 6月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 3年10月 5日 食品健康影響評価結果 受理
		ADI = 0.08 mg/kg 体重/日
		ARfD = 0.18 mg/kg 体重

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	3.6	3.4
幼小児(1~6歳)	5.5	5.0
妊婦	3.4	3.2
高齢者(65歳以上)	4.2	4.0

b. 短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	0 ~ 30	0 ~ 30
幼小児(1~6歳)	0 ~ 40	0 ~ 40

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

イマザモックスアンモニウム塩(イマザモックス)

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年9月3日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	イマザモックスアンモニウム塩 (Imazamox-ammonium)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イミダゾリノン系の除草剤である。植物固有の分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトヒドロキシ酸合成酵素(AHAS)を阻害し、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: あずき、だいず等 使用方法: 雑草茎葉散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 3 mg/kg 体重/日 (2014) ARfD = 3 mg/kg 体重 (2014)
	国際基準	大麦、米等
	諸外国	カナダ: 小麦、ひまわりの種子等 EU: レンズ豆、ひまわりの種子等 豪州: 米、小麦等 米国、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス申請: 米(ブラジル)
食品安全委員会での評価等	【1】平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	

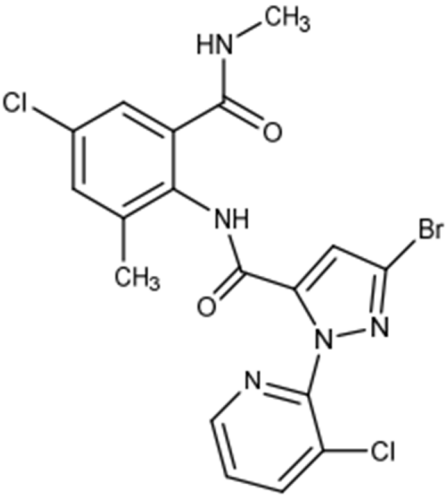
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロラントラニプロール

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年9月2日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年11月28日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロラントラニプロール(Chlorantraniliprole)	
構造式	 <p>The chemical structure of Chlorantraniliprole consists of a central benzimidazole ring system. One nitrogen of the benzimidazole is substituted with a 2-chloro-5-methylphenyl group. The other nitrogen is substituted with a 4-bromophenyl group. The 2-position of the benzimidazole ring is substituted with a 2-(4-chloro-3-methylphenyl)acetamide group.</p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。昆虫の筋小胞体膜のカルシウムチャンネル(リアノジン受容体)に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。</p> <p>適用作物:キャベツ、はくさい等</p> <p>今回、レタス類への適用拡大申請</p> <p>使用方法:散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 2 mg/kg 体重/日(2008) ARfD = 設定の必要なし(2008)
	国際基準	アボカド、にんじん等
	諸外国	<p>米国:アスパラガス、アボカド等</p> <p>カナダ:なす、トマト等</p> <p>EU:りんご、ブロッコリー等</p> <p>豪州:アスパラガス、アボカド等</p> <p>ニュージーランド:アボカド、仁果類等</p>
食品安全委員会での評価等	【1】平成20年 3月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年10月 9日 食品健康影響評価結果 受理	

	【2】	平成22年 8月11日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成23年 6月16日	食品健康影響評価結果 受理
	【3】	平成24年 7月18日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		平成24年11月12日	食品健康影響評価結果 受理
	【4】	平成26年 3月20日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成26年 6月24日	食品健康影響評価結果 受理	
【5】	平成28年11月14日	厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	平成29年 4月18日	食品健康影響評価結果 受理	
ADI = 1.5 mg/kg 体重/日			
ARfD = 設定の必要なし			

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前※
国民全体(1歳以上)	1.5	
幼小児(1~6歳)	2.6	
妊婦	1.4	
高齢者(65歳以上)	1.7	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

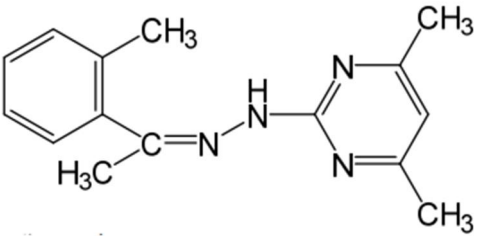
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

フェリムゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年11月13日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和7年11月13日に通知された、農林水産省からの追加資料の提出に伴う畜産物への基準値設定の要請を受理。
- ・令和7年11月28日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェリムゾン(Ferimzone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	水稲用殺菌剤である。いもち病菌等の膜機能又は脂質生合成系に作用して、菌糸生育及び孢子形成を阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: 稲 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成20年 2月 5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年11月13日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成23年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年 2月23日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】 令和 5年10月25日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 6年10月30日 食品健康影響評価結果 受理</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.019 mg/kg 体重/日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.3 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a.長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前※
国民全体(1歳以上)	14.2	
幼小児(1~6歳)	24.4	
妊婦	8.5	
高齢者(65歳以上)	15.5	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

b.短期暴露評価

短期推定摂取量(ESTI)のARfDに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	ESTI/ARfD(%)	
	基準値変更後	基準値変更前
国民全体(1歳以上)	2	
幼小児(1~6歳)	3	

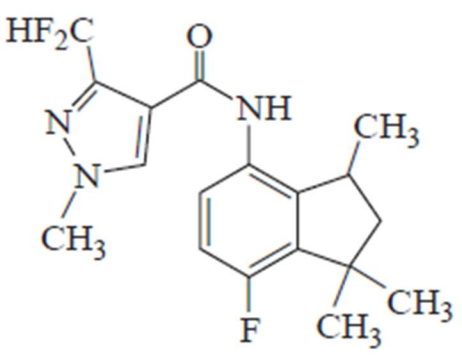
食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADI及びARfDを超えないことを確認した。

フルインダピル

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和6年9月27日及び令和7年10月2日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号、最終改正令和元年10月30日生食発1030第1号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルインダピル (Fluindapyr)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	コハク酸脱水素酵素阻害剤に基づいた広域スペクトルのピラゾラミド系の殺菌剤である。広範囲の真菌性病害に効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.04 mg/kg 体重/日 (2022) ARfD = 0.6 mg/kg 体重 (2022)
	国際基準	ソルガム、小麦等
	諸外国	米国:とうもろこし、卵等 豪州:ソルガム、小麦等 カナダ、EU、ニュージーランド:基準なし <u>インポートトレランス申請:小麦、大麦等(米国)、コーヒー(ブラジル)</u>
食品安全委員会での評価等	初回	

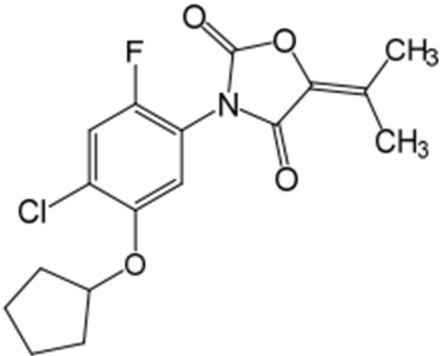
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ペントキサゾン

1. 今回の諮問の経緯

- ・令和7年10月17日に通知された、農林水産省からの農薬取締法に基づく再評価に伴う結果の連絡を受理。
- ・令和7年11月28日、農薬・動物用医薬品部会で審議。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペントキサゾン(Pentoxazone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	オキサゾリジン環を有するオキサゾリジンジオン系の除草剤であり、クロロフィル合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害する。その結果として、光存在下で活性酸素を発生させることにより、細胞構成成分の酸化的な破壊をおこし、細胞構造を破壊して植物を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 移植水稻、直播水稻等 使用方法: 湛水散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成18年 5月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年10月22日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 令和 5年10月25日 農林水産大臣より食品健康影響評価を依頼 令和 7年 1月22日 食品健康影響評価結果 受理	
	ADI = 0.23 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

3. 暴露評価結果

農薬・動物用医薬品部会で審議した暴露評価結果は以下のとおり。

a. 長期暴露評価

推定一日摂取量(EDI)のADIに対する比を算出した結果は以下のとおり。

	EDI/ADI(%)	
	基準値変更後	基準値変更前※
国民全体(1歳以上)	0.0	
幼小児(1~6歳)	0.0	
妊婦	0.0	
高齢者(65歳以上)	0.0	

※ 基準値変更前の農薬・動物用医薬品部会では、EDI 試算ではなく、基準値案を基にしたTMDI(理論最大一日摂取量)による暴露評価を実施。

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、設定されたADIを超えないことを確認した。なお、ARfDは設定の必要なしとされている。

○評価依頼が2回目以降の品目に関する追加データリスト

【アフィドピロペン】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【イマザモックスアンモニウム塩】

- ・作物残留試験
- ・植物代謝試験

【クロラントラニリプロール】

- ・暴露評価結果
- ・作物残留試験

【フェリムゾン】

- ・暴露評価結果

【ペントキサゾン】

- ・暴露評価結果